

# 平成 24、25 年度の保険料率が決まりました

## <後期高齢者医療制度>

☎ 住民課国保年金担当 ☎ 32-9121

石川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 076-223-0140

後期高齢者医療保険料は、これまで4年間、据え置いてきました。医療費などの増加により、平成24・25年度の保険料については、負担増をお願いすることになりました。

	平成 20～23 年度	平成 24・25 年度
均等割額	45,240円	<b>47,520円</b>
所得割率	8.26%	<b>9.33%</b>
賦課限度額	50万円	<b>55万円</b>
一人当たり保険料 (低所得者軽減前)	82,544円	<b>86,268円</b> (4.5%引上げ)
(低所得者軽減後)	58,769円	<b>62,411円</b>

※低所得者の軽減については、平成24・25年度も継続されます。

### ●保険料の計算

<b>均等割額</b>	+	<b>所得割額</b>	=	<b>年間保険料</b>
47,520円		(総所得金額等 - 330,000円) × 9.33%		[上限：550,000円]

※所得により軽減があります。

◆4月から暫定賦課および仮徴収で保険料の納付が始まりますが、これは平成23年度における保険料額に基づいて計算しており、今回の改定に伴う増加分は含まれていません。

◆今回の改定に基づいて計算する平成24年度の確定保険料は、7月に通知します。

後発医薬品(ジェネリック)も利用しましょう。かかりつけのお医者さんや薬剤師さんに相談してください。

## 介護保険料が改定されました<介護保険制度>

☎ 健康福祉課介護支援担当 ☎ 32-9132

平成12年度から介護保険制度が導入され、65歳以上の皆さまに介護保険料を納付していただいておりますが、平成24年4月から志賀町の介護保険料が下記のように改定されました。

改定の理由は、要介護認定者などの増加により介護サービス量が増加し、介護保険の給付費用が大きくなると見込まれるためです。介護保険制度を維持するために皆さまのご理解とご協力をお願いします。

保険料段階		平成 21～23 年度	平成 24～26 年度
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	月額 2,320円 年額 27,840円	月額 <b>2,820円</b> 年額 <b>33,840円</b>
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	月額 2,320円 年額 27,840円	月額 <b>2,820円</b> 年額 <b>33,840円</b>
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人	月額 3,480円 年額 41,760円	月額 <b>4,230円</b> 年額 <b>50,760円</b>
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	月額 4,640円 年額 55,680円	月額 <b>5,640円</b> 年額 <b>67,680円</b>
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人(※)	月額 5,800円 年額 69,600円	月額 <b>7,050円</b> 年額 <b>84,600円</b>
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人(※)	月額 6,960円 年額 83,520円	月額 <b>8,460円</b> 年額 <b>101,520円</b>

※平成21～23年度は前年の合計所得金額が、第5段階は200万円未満、第6段階は200万円以上の人

○今回の改定に基づいて計算する平成24年度の確定保険料は、7月に案内します。

# 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は老後の生活や障害、死亡など、もしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金を受け取ることができなくなるばかりか、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう！（納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効で納められなくなります。）

## 国民年金保険料の納付が困難なときは…

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難な人は志賀町の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは <b>保険料免除制度</b>	30歳未満の人は <b>若年者納付猶予制度</b>	学生の人は <b>学生納付特例制度</b>
本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（3/4、1/2、1/4）になります。	30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。	学生の人で本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

★ 保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。

☎ 住民課国民年金担当 ☎ 32-9121 七尾年金事務所 ☎ 0767-53-6511

## 食と健康のシンポジウム

～食と環境を通し、志賀町の未来と住民の健康を考える～

特別講演では国内で初めての世界農業遺産に認定された能登の里山里海について、基調講演では昨年志賀町で行った食習慣アンケート調査から見えた「食と健康」の関係について話し、最後にはパネリストの皆さんによる公開討論が開催されます。

特別講演

**「世界農業遺産の『能登の里山里海』と地域の活性化：金沢大学の活動」**

金沢大学環日本海域環境研究センター 教授 学長補佐 中村 浩二

基調講演

**「志賀の食卓 食習慣アンケート調査から」**

金沢大学環境生態医学・公衆衛生学 准教授 人見 嘉哲

【日 時】 5月13日（日）13時～ 【会 場】 志賀町文化ホール 大ホール

※町民どなたでも参加できますのでぜひ参加してください。

お問い合わせ先 〒920-8640 金沢市宝町13-1  
金沢大学 環境生態医学・公衆衛生学教室内  
志賀町健康づくり事業 事務局 事務局長 朝倉大貴  
☎ 076-265-2218 FAX 076-234-4233

## オーストラリアにホームステイ 語学や文化を学ぼう！

志賀町青少年海外派遣事業実行委員会では、今夏に、町内在住の中・高校生を対象にした青少年海外派遣事業を計画しています。ホームステイをしながら、語学研修プログラムや英会話の学習、文化、スポーツ活動に参加してみませんか。募集内容は次のとおりです。

1. 派遣先 オーストラリア クイーンズランド州 州都ブリスベン市およびその近郊
2. 派遣時期 7月27日(金)～8月6日(月)
3. 派遣人員 12人
4. 参加者個人負担金 10万円(パスポート取得手数料、海外旅行保険料、小遣いなどは含みません)
5. 応募資格
  - ① 志賀町在住の中学生、高校生(ただし、中学1年生は除く)であること。
  - ② 健康で、協調性があり、規律ある団体行動と積極的な活動への参加ができること。
  - ③ 研修会(事前・事後の計5回程度)に参加できること。
  - ④ 海外留学経験(6カ月以上)がなく、過去に行われたこの事業の派遣者でないこと。
  - ⑤ 帰国後も志賀町の実施する国際交流事業などに深く理解をもち、協力できること。
  - ⑥ 保護者の同意が得られること。
  - ⑦ 生徒の属する世帯において、町税の納付状況調査に同意できること。
6. 参加申し込み締め切り 5月10日(木) 17時まで

参加申込書は、志賀町教育委員会学校教育課・富来支所のほか、町内の各中学校と志賀高校に備えてあります。

お問い合わせ先 実行委員会事務局(学校教育課内) ☎32-9360



## バス買いませんか？

入札日：5月10日(木)～5月23日(水) 開札会：5月24日(木)

公用車を売払います。希望する人は企画財政課監理室へ入札をお願いします。

落札決定は、入札金額が一番高い人としします。ただし、入札期間および開札日の変更となる場合があります。詳しくはホームページおよび企画財政課監理室までお問い合わせください。(※志賀町内に住所を有する個人および法人に限ります。)



### 日野 リエッセ

価格	年式	定員	走行	排気量	車検
30万円	平成7年	23人	642,825km	5.3 L	なし



※その他、雑木間伐材の売払いを行います。詳しくはお問い合わせください。 ☎企画財政課監理室 公有財産管理担当 ☎32-9230

注…平成22年度の相談件数は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値です。

平成24年度の児童福祉週間標語

「ニコニコは  
なかよくしよう」の  
あいずだよ  
(堀山喜史さん 7歳 埼玉県)

毎年5月5日～11日は「児童福祉週間」です。これは、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的として定められたもので、週間に合わせて標語が募集され、次の標語が最優秀作品に選ばれました。

厚生労働省は、平成22年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」が、55,154件で、「身体的虐待」が21,133件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が18,055件になったと発表しました。虐待は子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。すべての子どもたちが虐待を受けることなく、安心して健やかに成長していくことが強く望まれます。

### 児童福祉週間について

志賀町要保護児童  
対策地域協議会だより